

# 取扱説明書

## ディスポーザ対応浄化槽 DSJ 型 (5・7・10 人槽)

### 流量調整型固液分離嫌気ろ床担体流動循環方式

- この度は、合併処理浄化槽 DSJ 型をお買いあげいただき誠にありがとうございました。
- この「取扱説明書」をよくお読みになり、正しくご使用してください。
- お読みになった後は、大切に保管してください。
- ディスポーザの取り扱いに詳細に関しましてはディスポーザの取扱説明書をご覧ください。

目 次	
1. 安全のために必ずお守りください	1
2. 維持管理および法定検査について	3
3. フローシート	4
4. DSJ 型浄化槽の特徴	4
5. ディスポーザご使用に関する注意事項	4
6. 浄化槽共通の注意事項	5
7. アフターサービスについて	7
8. 仕様表	8

ご使用になる方へ いつでも使用できるように大切に保管してください。



**注意**

本書に出てくる警告、注意表示の部分はもちろん、その他の部分も注意深くお読みになり、よく理解してください。

## ●初めに次のことをご確認ください。



1. 保証書に所定の記載事項が記載されていますか？  
保証書はプロワの箱に入っています。記載されていない場合は、お買い上げの販売・施工会社にご連絡ください。
2. 浄化槽の申請手続きはお済みですか？  
浄化槽を設置する場合、建築基準法および浄化槽法により、工事着工前に申請および設置の届け出が義務づけられています。必ず関係官公庁に所定の申請書を提出して許可を得てください。
3. 維持管理会社とのご契約はお済みですか？  
浄化槽法により、浄化槽の維持管理（保守点検、清掃）を行うことが義務づけられていますので、専門知識と技術を持った専門業者に委託してください。詳しくは、お買い上げの販売・施工会社または弊社営業所にご相談ください。また、契約がお済みになりましたら、別添の維持管理要領書を維持管理会社の方にお渡しください。

## 1. 安全のために必ずお守りください

### <シンボルマークの説明>

ここに示した注意事項は、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防止するためのものです。いずれも安全に関する重要な内容ですので必ずお守りください。

本書では、以下に示すシンボルマークを使っています。

	<b>警告</b>	この表示を無視して、取り扱いを誤った場合に使用者が <b>死亡または重傷</b> を負う可能性が想定される内容を示します。
	<b>注意</b>	この表示を無視して、取り扱いを誤った場合に使用者が <b>傷害を負う危険および物的損害*</b> の発生が想定される内容を示します。

※ 物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットにかかわる拡大損害を示します。

「注意」の欄に記載した内容でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも安全に関する重要な内容ですので必ずお守りください。

### 1-1. 維持管理に関する注意事項（維持管理会社の方へ）

#### **警告** 1) 消毒剤による発火・爆発、有毒ガス事故防止

- 消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。
- 消毒剤には、有機系の塩素剤と無機系の塩素剤の二種類があります。  
これらを一緒に薬剤筒に入れしないでください。
- 消毒剤の取り扱いに際しては、身体を保護するため、ゴム手袋、防塵マスク、保護メガネ等の保護具を必ず着用してください。
- 消毒剤を破棄する場合は販売店などにお問い合わせください。ゴミ箱等に絶対に捨てないでください。  
これらの注意を怠ると、発火・爆発・有毒ガスの生ずるおそれがあります。

#### **警告** 2) 作業中の酸欠などの事故防止

- 槽内に入る場合は、必ず酸素濃度・硫化水素濃度を測定し、その安全を確かめてください。また、槽内で作業するときは必ず強制換気をしてください。  
これらの注意を怠ると、人身事故（死亡事故）の発生するおそれがあります。



### 警告

## 3) マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

- 作業終了後、マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは必ずロックしてください。荷重種別を確認ください。→P.4 参照
- マンホール・点検口などの蓋及びロックのひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。
- 点検時にはマンホール枠内の異物（砂・小石など）を取り除いてください。  
これらの注意を怠ると、転落事故（傷害）の生ずるおそれがあります。



### 警告

## 4) 感電・発火・巻き込まれ事故防止

- ブロワ・操作盤の近く（約50cm以内）には、ものを置かないでください。
- 電源コードの上には、ものを置かないでください。  
これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。
- ブロワ・タイマの点検後、外したカバーは必ず取り付けてください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

## 1-2. 一般的留意事項

### 留意

- 1) コンセントなどによる火災事故防止のため次のことを行ってください。  
電源は防水型コンセントをご使用ください。また、電源プラグは、ほこりなどが付着していないか確認し、がたつきの有無についても確認してください。ほこりなどが付着したり、接続が不完全な場合には、漏電および感電や火災の生じるおそれがあります。

### 留意

- 2) 作業終了後、次の事項を確認してください。
  - (1) マンホール・点検口などのフタの閉め忘れはないか。（ロックの確認も行ってください。）
  - (2) ブロワ電源は入れたか。
  - (3) ブロワの近く（約50cm以内）に物を置いていないか。

### 留意

- 3) マンホール・点検口の枠及び蓋が鋳物または鋼製の場合、定期的に錆を除去し塗装してください。

### 留意

- 4) 保守点検の技術上の基準、清掃の技術上の基準などの諸法令及び維持管理要領書を確実に守って維持管理を行ってください。

### 留意

- 5) 浄化槽に入れる消毒剤は、浄化槽を使用開始するまでは開封しないでください。これらを守らないと消毒剤から塩素ガスが発生し、金属類を腐食する恐れがあります。

## 1-3. その他の留意事項

### 留意

- 1) 使用開始時に次のことを確かめてください。
  - (1) 浄化槽の設置工事が適正になされているか。マンホールが適正なものか。  
マンホールタイプ（荷重種別）

500K	ガレージ用（総重量2トン以下）
1500K	3トン以下のトラック等用（総重量2～6トン）

- (2) 浄化槽の内部に正常な水位まで水が張ってあるか。

(3) 散気装置から正常に空気が出るか。

(4) 消毒剤が薬剤筒に入っているか（袋に入っている場合は出してください）。

**留意**

2) 早期に立ち上げを行う為、必ずシーディングを行ってください。

**留意**

3) ブロワは本体損傷を防止する為に、定期的にエアフィルターを清掃または交換してください。ピストンまたはダイヤフラムについても定期的に交換する必要があります。

## 2. 維持管理および法定検査等について

### 2-1. 保守点検

保守点検とは「浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業」をいい、浄化槽の作動状況、施設全体の運転状況、放流水の水質等を調べ異常や故障を早期に発見し予防的処置を講ずる作業です。保守点検は、環境省令で定める「保守点検の技術上の基準」に従い「窒素除去型小型合併処理浄化槽の維持管理ガイドライン」を参考にしてください。

項 目	時期および頻度
保 守 点 検	浄化槽の使用開始直前 開始後は、4ヵ月に1回以上

### 2-2. 清 掃

清掃とは「浄化槽内に生じた汚泥、スカム等を引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、清掃等を行う作業」をいい、浄化槽の使用に伴い必ず発生する汚泥、スカム等を槽外へ引き出し、槽及び機器等を清掃する作業で浄化槽の機能を長期にわたって維持するために不可欠な作業です。

清掃は、環境省令で定める「清掃の技術上の基準」に従い「窒素除去型小型合併処理浄化槽の維持管理ガイドライン」を参考にしてください。

項 目	時期および頻度
清 掃	1年に1回以上

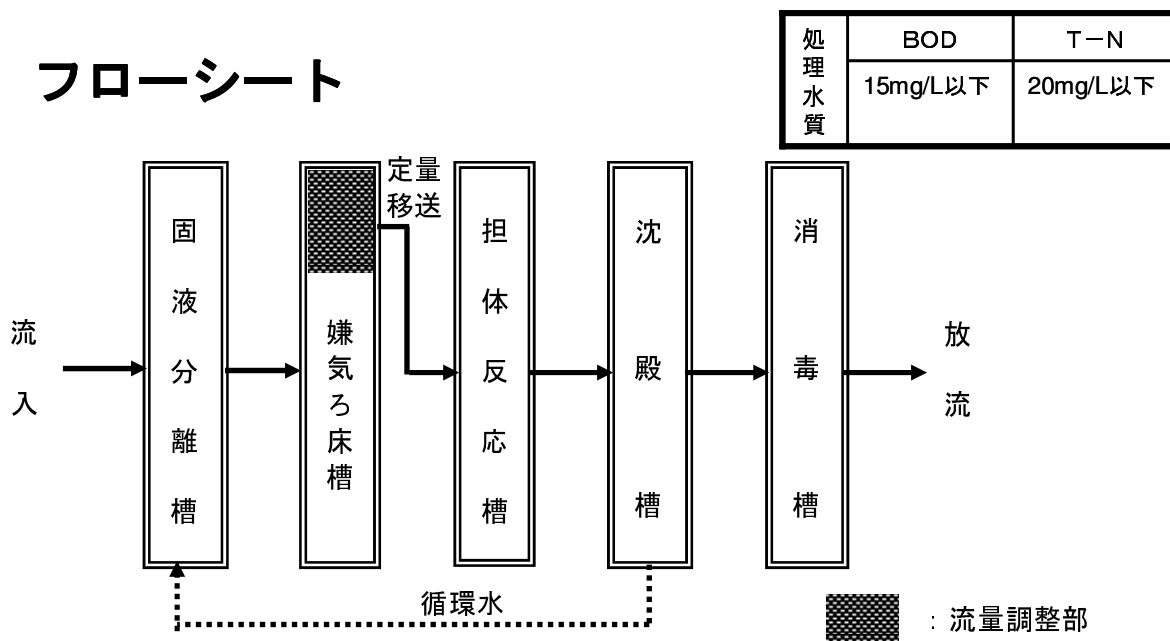
### 2-3. 法定検査

浄化槽は保守点検、清掃のほか、都道府県の指定する指定検査機関により、水質に関する検査を受けることが浄化槽法により義務づけられており、第1回目の検査は通常「7条検査」といわれ使用開始後3ヵ月後から5ヵ月以内に行うことになっております。

2回目以降の検査は通常「11条検査」といわれ、その後毎年1回行うことになっております。

項 目	時期および頻度
法定検査	7条検査 浄化槽使用開始後3ヵ月を経過した時点から 5ヵ月以内に実施
	11条検査 毎年1回 実施

### 3. フローシート



### 4. DSJ型浄化槽の特徴

本浄化槽は尿尿・生活雑排水と併せてディスポーザ排水を処理する小型合併処理浄化槽です。一日一人あたり250gの生ゴミを受け入れられます。各単位装置の構造・機能等は以下の通りです。

- ・ 固液分離槽  
流入汚水中に含まれる粗大な固形物や、ディスポーザ排水中に含まれる卵の殻や骨などの固形物を分離貯留します。
- ・ 嫌気ろ床槽  
槽内にφ50mm網様円筒ろ材を充填し、移流水中に含まれる固形物や浮遊物を除去すると同時に、ろ材内に捕捉する嫌気性微生物の働きにより有機物質の除去およびNOX-Nを窒素に還元して除去します。
- ・ 流量調整機能  
嫌気ろ床槽の上部は流量調整部としており、水位が変動します。流量調整は嫌気ろ床槽清掃孔内に設置される間欠定量ポンプにより行われます。
- ・ 担体反応槽  
槽内にφ28mm骨格様円筒担体を充填し、担体に付着した微生物群（汚泥）によって、有機物の分解除去およびアンモニア性窒素の硝化を行います。
- ・ 沈殿槽  
処理水中に含まれるSSの最終的な固液分離を行います。分離したSSは槽内に設置する循環装置（汚泥引抜兼用）により常時固液分離槽へ移送します。

### 5. ディスポーザご使用に関する注意事項

#### 5-1. ディスポーザの取扱説明書を良くお読みください。

本書では一般的な注意事項を記載しています。ディスポーザの機種により注意事項や使用方法に細かい

部分で違いがありますので、ディスポーザの取扱説明書を必ずお読みになり、使用方法をご理解してから使い始めてください。

## 5-2. ディスポーザの使用時の注意事項

### 1) 流していいもの

流していいものは、野菜くず、果物くず、魚肉、中小の魚の骨、手羽元などの鳥の骨、海草類、肉類、卵、麺類、パン、茶殻などの生ごみ（食品くず）です。重量換算で一人1日あたり250g程度の物が投入できます。流してもいいものであっても、これを大幅に越える量の投入は避けてください。

### 2) 流してはいけないもの

生ごみ（食品くず）以外です。油などは従来と同様に流さないでください。配管が痛んだり、処理機能に重大な支障を起こします。また、金属類、ガラス類、陶磁器類、石や砂、薬品類は流さないでください。ディスポーザの機種により異なりますが、大量のタマネギの皮などディスポーザで処理しにくいものがありますので、ディスポーザの取扱説明書に従って注意して処理してください。多量の生クリームや多量の餡（あん）、および多量のマヨネーズなども流さないでください。

### 3) 水の使い方について

水を長時間流したままにするような使い方は避けてください。また、ディスポーザ使用の際の水量は機種により異なりますので、ディスポーザの取扱説明書をご確認ください。一般的には、8L/分（小指くらいの太さ）の水を流します。

### 4) 塩素系の薬剤を使わないでください

ぬめり取りなどの塩素系の薬剤は、ステンレス腐食の原因となり、ディスポーザの故障の原因となります。また、殺菌効果があるため、浄化槽内のバクテリアに悪影響を与え、水質悪化や臭気の原因となりますので、使用しないでください。

### 5) 毎日処理をしてください。

発生した生ごみはその日の内に処理することを前提に設計されています。1週間分の生ごみを一度に処理するなどの使い方は、臭気や機能低下の原因となりますので、避けてください。

## 6. 浄化槽共通の注意事項

### 1) 洗濯時には洗剤は適量を使用してください。

所定量を越える余分な洗剤を使っても洗浄力に差は出ません。水を汚すだけでムダになります。また漂白剤も控えめに使用し、使用後は十分に水を流してください。

### 2) 天ぷら油などの油分は流さないでください。

台所から出る使用済みの油は、水に流さないで紙などに吸わせてゴミと一緒に出すようにしてください。  
鍋や皿の油汚れは紙で拭ってから洗ってください。

3) 紙おむつや衛生用品などは流さないでください。

紙おむつや衛生用品などは水に溶けません。流入配管や浄化槽の閉塞の生ずるおそれがあります。

4) ブロワの電源は切らないでください。

浄化槽内の微生物（バクテリア）は、常にブロワからの空気が必要です。旅行などで留守にする場合もブロワの電源は入れたままにしておいてください。

5) その他

●トイレットペーパーは水に溶けやすい専用の紙を適度に使用してください。水に溶けにくいティッシュペーパーは使用しないでください。

●便器の洗浄には中性の洗剤を適度に使用し、塩素などの薬品を使用しないでください。

●カビ落とし剤は適度に使用し、使用後は多めの水で流してください。多量に使用すると浄化槽内の微生物が死滅することがあるので注意してください。

●浄化槽の上に植木鉢や物干し台などの物を置かないようにしてください（保守点検、清掃が困難になります）。

●床用のワックスや、機械油などを多量に流し込まないでください。

●殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって浄化槽の正常な機能を妨げるものは流入させないでください。

これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。

# 7. アフターサービスについて

## 7-1. 保証期間と保証の範囲

### 1) 保証期間

- (1) 槽本体 : 使用開始日より3カ年
- (2) 駆動部(弊社指定品に限る)・内部部品 : 使用開始日より1カ年

### 2) 保証の範囲

浄化槽法に基づく浄化槽工事業者によって適正に設置され、竣工検査を完了したものが、製造上の責任に依って構造・機能に支障があると認められるときは無償にて修理します。

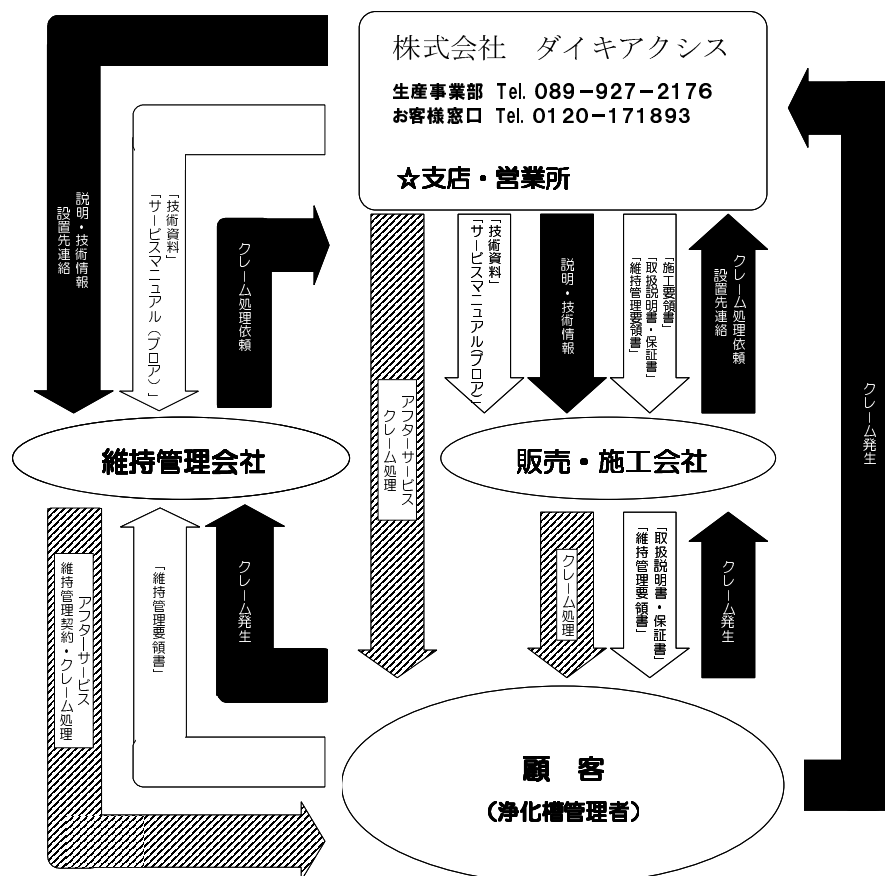
なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

また、次の場合は保証期間中であっても有償といたします。

- (1) 消耗部品  
(消毒剤、ブロワのダイヤフラムやピストン・弁・エアフィルターなど)
- (2) 適切な維持管理契約がなされていない時
- (3) 適切な工事がなされていない時
- (4) 改造や不適切な修理による故障または損傷
- (5) 駆動部の取付場所の移動等による故障または損傷
- (6) 重車両の通行・振動による故障または破損
- (7) 火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または損傷
- (8) その他取扱いが不適当であった場合

## 7-2. サービス体制

ディスポーザ本体につきましてはディスポーザメーカーにご連絡ください。





## 8. 仕様一覧 [本体・ブロワ]

仕様表

型 式		DSJ-5	DSJ-7	DSJ-10
処理対象人員(人)		5	7	10
寸法	幅 W	1,230	1,230	1,450
	長さ L	2,460	3,260	3,820
	高さ H	1,770	1,770	1,920
流入管底 a		260		
放流管底 b		410		
流入、放流管径		φ 100		
有効容量	固液分離槽	1.029	1.447	2.127
	嫌気濾床槽	1.031	1.437	2.103
	担体反応槽	0.563	0.726	1.091
	沈殿槽	0.420	0.512	0.713
	消毒槽	0.024	0.024	0.024
	総容量	3.067	4.146	6.058
ブロワ	型 式	ダイヤフラム式、 電磁ピストン式		
	吐出風量(L/min)	60	80	120
	吐出口径(A)	13		

単位：寸法=mm 容量=m<sup>3</sup>

